

2川健障計第 281 号  
令和 2 年 6 月 5 日

指定共同生活援助事業所  
指定障害者支援施設  
指定障害児入所施設  
指定短期入所事業所

管理者各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

障害者支援施設等における多床室の個室化改修に係る補助事業について（通知）

日頃から本市の障害福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和 2 年度補正予算案において、障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業について、社会福祉施設等施設整備費補助により補助が実施されることとなりました。

については、活用を希望される事業所等におかれましては、別紙の記載事項を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出くださるようお願いいたします。

なお、対象施設は「障害者支援施設」及び「障害児支援施設」並びに「共同生活援助事業所」並びに「短期入所事業所」となります。

また、国及び市の予算措置状況によっては不採択となる可能性もあることを、御承知おきください。

回答期日： 令和 2 年 6 月 11 日（木）まで

※補助対象外となる可能性もありますので、御留意ください。

【問合せ先】 事業者指定担当  
電 話 044 (200) 2927  
F A X 044 (200) 3932

(別紙)

《留意事項》

- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金のスキームで行います。  
(負担割合 国：1/2 市：1/4 **事業者：1/4**)
  - ※ 市の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。
  - ※ また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して、交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。
  - ※ 消防立会検査費など、補助対象外経費があります。
- 整備区分は「大規模修繕等」として扱います。
- 本事業の対象事業は、法人において、令和2年度予算で対応可能な事業とします。
- 今回の個室化改修事業は内示前の着手が可能です。
- 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければなりません。

《提出書類》

- 様式に、必要事項を記載してください。
- ただし、提出・書類修正等いただいても予算等の事情から補助を実施しなかったり、審査の結果対象とならなかったりする可能性がありますので、予め御了承ください。

【作成する様式】

- ① 国庫補助にかかる協議書類一覧チェック表にある資料一式  
(書式ライブラリからダウンロードできます。)
- ② 見積書(2社から徴し、双方を提出すること)⇒PDFにすること。  
基準価格は補助対象外工事費や補助対象外経費を除いた価格を比較し、低い方の価格とする。
  - ※ 本件見積書は参考見積のため、業者選定には当たらない。
  - ※ 2社が間に合わない場合、1社分のみ提出し、2社目は後日の提出も可(要市と調整)
- ③ 協議対象設備等のパンフレットや設置予定の図面(平面図等)
  - ※ 提出は施設・事業所単位としますが、グループホームの場合は住居ごとに行うこととします。
  - ※ 賃貸等により事業を運営している場合は、貸主や地権者等と必ず相談いただき、工事の許可を得られていることが必要です。

《補助対象事業について》

別添、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（案）」及び厚生労働省社会・援護局保護課通知「令和2年度1次補正予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議について（追加協議）」に沿ったものであること。

○回答方法：メールにて送付

○提出先：（メール）40syokei@city.kawasaki.jp 事業者指定担当宛て

○回答期日：令和2年6月11日（木）